

業務指示書

イラク国港湾セクターマスタープラン策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2013年6月28日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年7月3日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
 - (2) 業務実施の方法
 - (3) 作業計画
 - (4) 要員計画
 - (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
 - (6) 現地業務に必要な資機材
 - (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
 - (8) その他
- (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)
- (○) (1) と (2) を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。
- () (1) と (2) を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。
- (○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（イラク及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年7月12日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
環境社会配慮調査および港湾整備・運営状況調査経費（第2.2.調査目的（3）現地再委託 参照）
各種安全管理経費（第3 業務実施上の条件 4. 特別経費 （1）一般業務費等の直接経費 参照）
- (○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、上記のうち、正規料金上限適用はイラク着または発のフライトに限定します。(第3 5. (2) 参照)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IQD1 = 0.088 円 , US\$1 = 101.03 円 , EUR1 = 131.21 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／港湾計画
港湾政策／財政／管理
地域計画・産業計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

33.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年7月26日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

●契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

●打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

イラク国港湾セクターマスタープラン策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(40.00)	
(1) 業務指示書の理解度	4.00	
(2) 業務方針的確性	12.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	18.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/港湾計画	(26.00)	(21.00)
イ 類似業務の経験	10.00	8.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	4.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	5.00	4.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(5.00)
イ 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(24.00)	
1) 担当事項： 港湾政策/財政/管理	(12.00)	
イ 類似業務の経験	6.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	1.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	2.00	
2) 担当事項： 地域計画・産業計画	(12.00)	
イ 類似業務の経験	6.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	1.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	2.00	
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景など

【要請の背景・経緯】

イラク国は2003年のイラク戦争から10年が経過、近年の経済成長が著しい。2006年から2010年の経済成長率は年平均約4%であったのに対し、2011年は10%前後に達している。この傾向は今後も続くと予想されており、2012年～2016年にかけても同様の成長が見込まれている。しかしながら、運輸セクターにおいては、長年にわたる新規投資、維持管理不足等により、港湾や道路・鉄道といったすべての分野において、機能が大幅に低下おり、経済成長の阻害要因として顕在化している。

こうした中、イラク国では2010年に国家開発戦略(2010-2014年)(National Development Strategy (Year 2010-2014))を発表した。同戦略のうち、港湾に関しては、既存港湾施設及び航路の改修を実施することにより、港湾取扱の利便性を向上させることによる競争力強化等を開発の目標としている。この目標を受け、イラク運輸省では港湾分野の開発計画を策定し、「1. ウンム・カスル港とコール・アルズベール港の復興」、「2. 定期的な浚渫や航路上・泊地の沈船除去による安全運行の確保」、「3. 港湾及び水路をより効率的かつ最大限に活用させるためのマスタープランの策定」を提言した。開発計画のうち、上述の1及び2についてはJICAの円借款が供与中または供与される見込みである。一方、「3. 港湾及び水路をより効率的かつ最大限に活用させるためのマスタープランの策定」については未着手であり、イラク国における経済成長に対応した総合的な港湾のマスタープランを策定し、港湾の開発の促進及び管理・運営の改善を図ることはイラク国の発展に伴い、喫緊の課題となっている。

これを受け、2013年5月にJICAとイラク政府との間で港湾のマスタープランに関するR/Dが署名された。

【プロジェクト概要】

(1) プロジェクトの概要

- 1) 港湾セクターの開発及び管理に係る長期戦略の策定
- 2) 主要港の開発及び管理に係る長期計画の策定
- 3) ウンム・カスル港及びコール・アルズベール港の中期開発計画の策定
- 4) 港湾の管理及び運営の改善のための中期行動計画の策定

(2) 対象地域(サイト): イラク国南部(バスラ県)における主要な港湾及び港湾予定地

(3) 関係官庁・機関

主管官庁: 運輸省(MOT: Ministry of Transport)

実施機関: イラク港湾公社(GCPI: General Company for Ports of Iraq)

関連機関:

- (a) 海事交通公社(Maritime Transport Company)
- (b) イラク鉄道公社(Iraqi Republic Railways Company)
- (c) 計画省(MOP: Ministry of Planning)

- (d) 建設住宅省(MOCH: Ministry of Construction and Housing)
- (e) 石油省(MOO: Ministry of Oil)
- (f) 鉱工業省(MOIM: Ministry of Industries and Minerals)
- (g) 貿易省(MOTr: Ministry of Trade)

2. 調査目的

2013年5月に署名されたR/D及び「3. 調査方針及び留意事項」を踏まえ、「4. 調査内容」を通じて、港湾セクター全般に係るハード・ソフト両面のマスタープランの策定を行う。また、イラク国港湾における管理及び運営の改善のための行動計画も提案する。

3. 調査方針及び留意事項

(1) 現地調査及び協議の場所について

本業務指示書において、現地調査は、ヨルダン国アンマンあるいはイラク国(バスラ等)で実施することを想定している。また、イラク国政府との協議はイラク国政府の実施機関・関連機関等をヨルダン国アンマンに実施機関を招聘することを想定しているが、プロポーザル及び見積書作成の際は、実際に協議または調査を行う場所を具体的に提案すること。

(2) 環境社会配慮

本調査については、JICAガイドラインに基づくカテゴリー分類を「B」としている。本調査の実施に当たっては、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)を遵守する必要がある。環境社会配慮に係る主な調査方針及び調査項目は、以下の通り。

- 1) 戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。
- 2) 主な調査項目は、以下のとおり。(a)-(c)は環境社会配慮も勘案した調査を行うこと。
 - (a) マスタープランで策定される計画の目的・目標の検討
 - (b) 諸制約のなかで調査目的を達成するための代替案の検討
 - (c) 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
 - (d) スコーピング(マスタープランで策定される計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
 - (e) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
 - (f) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (7) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - (i) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)との乖離
 - (j) 関係機関の概要

- (g) 影響の予測
- (h) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- (i) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- (j) モニタリング方法の検討
- (K) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

(3) 現地再委託

関連調査の情報収集、環境社会配慮に関する調査及び港湾の整備・運営状況に関する確認調査については、安全管理の観点からローカル・コンサルタントへの再委託を可としているが、コンサルタントが自ら当該調査を行う場合、機構との協議により実施する。また、ローカル・コンサルタントに対しては、当該調査に加え、必要に応じて実施機関を含む関連機関等とコンサルタント間の情報収集、連絡調整などの補助業務も含めることを可とする。その場合には、コンサルタントとローカル・コンサルタントとの役割分担を含め、全体の調査工程・実施体制、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等について具体的にプロポーザルにて提案すること。なお、環境社会配慮及び港湾の整備・運営状況に関する現地調査については、再委託の有無に拘わらず、別見積とする。

また、現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(4) フィージビリティ調査について

2025年までに開発が必要な港のうち、インテリムレポート2において必要性が認められた場合は、それらの港湾においてフィージビリティスタディの実施を行うものとする。その際は、別途契約変更を行う予定。

4. 調査内容

上述「3. 調査方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) 現況に関する情報の収集及び分析の実施

- 1) 経済社会状況及び地域状況
- 2) イラク国や中近東における既存の開発計画（分野としては地域、産業、農業、運輸交通等）
- 3) 道路・鉄道・港湾そして航路における施設の状況（維持管理の状況を含む）
- 4) 港湾及び航路の開発・管理に係る政策、計画、規制等
- 5) 港湾及び航路の管理・運営の実態・状況（イラク港湾公社(GCPI)及び人材の能力に関する事項も含む）
- 6) 港湾及び航路に係る貨物及び旅客の状況
- 7) 環境・社会面の法制度概要

(2) 港湾セクターの開発及び管理に係る長期戦略の策定（2035年を目標）

- 1) 将来の経済社会状況の枠組みの設定

- 2) イラク国と中近東を結ぶ海運ネットワークのシナリオの分析
 - 3) イラク国における港湾貨物の需要予測
 - 4) 港湾の開発・管理・運営に係る制度的な問題点の抽出
 - 5) 将来のイラク国における港湾及び航路の機能の定義、及び開発コンセプトの設定
 - 6) 港湾開発・管理に係る長期戦略の提案（港湾間の役割分担、必要な設備や投資、資金計画、制度構築、能力開発、民営化、市場開拓等を含む）
- (3) 主要港・航路の開発及び管理に係る長期計画の策定（2035年を目標）
- 1) 主要港・航路と内陸部接続する陸上交通の調査
 - 2) 主要港・航路における概略レイアウトプランの策定
 - 3) 主要港・航路における優先プロジェクトの抽出
 - 4) 優先プロジェクトの概略設計、概略積算及び経済評価の実施
 - 5) 戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討
 - 6) 主要港湾の管理・運営の改善方策の策定
- (4) ウム・カスル港、コール・アルズベール港の中期開発計画の検討（2025年を目標）
- 1) ウム・カスル港、コール・アルズベール港における詳細な需要予測の実施
 - 2) ウム・カスル港、コール・アルズベール港に関連した施設のレイアウトプランの策定
 - 3) 優先プロジェクトの抽出
 - 4) 優先プロジェクトの概略設計、概略積算及び経済評価の実施
 - 5) 適切な組織、制度的枠組みを含めた実行計画の策定
- (5) 港湾の管理及び運営の改善のための中期行動計画の策定（2025年を目標）
- 1) 港湾管理体制の改善のための行動計画策定
 - 2) 港湾開発体制の改善のための行動計画策定
 - 3) 港湾運営体制の改善のための行動計画策定
 - 4) GCPI の能力開発計画策定（GCPI 訓練所の管理・運営体制のレビューを含む）

5. 成果品等

(1) 報告書類

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、5)及び6)を本契約の成果品とする。

- | | |
|------------------|---|
| 1) インセプションレポート | : 和文 5 部
: 英文 25 部（うち[イラク国] 20 部）
: アラビア語（概要版） 10 部（イラク国向け） |
| 2) インテリムレポート（1） | : 和文 5 部
: 英文 25 部（うち[イラク国] 20 部）
: アラビア語（概要版） 10 部（イラク国向け） |
| 3) インテリムレポート（2） | : 和文 5 部
: 英文 25 部（うち[イラク国] 20 部）
: アラビア語（概要版） 10 部（イラク国向け） |
| 4) ドラフトファイナルレポート | : 和文 5 部
: 英文 25 部（うち[イラク国] 20 部）
: アラビア語（概要版） 10 部（イラク国向け） |

- 5) ファイナルレポート : 和文5部[製本版]
 : 和文5部[製本版] (概要版)
 : 英文35部[製本版] (うち[イラク国]30部)
 : 英文35部[製本版] (概要版) (うち[イラク国]30部)
 : アラビア語(概要版)10部([イラク国]向け)
 : CD-R 6枚(図表データ含む)
- 6) デジタル画像集・資料集 : CD-R 3枚(デジタル画像150枚程度等)

注1) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(平成22年3月)を参照する。

注2) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払イラク国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注3) デジタル画像集の収録内容については、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの(既存施設及び周辺の状態、地形等)、②類似案件の状況(先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等)、③現地の生活状況(対象地域に土地収用などが発生しそうな場合)を収め、事業が完了するタイミングでの施設建設・機材設置状況との対比を行うことを想定し、既存施設あるいは建設予定地、機材設置予定場所等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出にあたっては、写真はjpgのファイル形式でCD-Rに格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」と併せて提出する。

注4) 収集資料:調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で当機構に提出する。

注5) 英文・アラビア語版の報告書の部数については、上述の部数は仮とし、インセプションレポートの協議時に必要部数、配布先を協議する。

注6) 提出レポートにおける調査の範囲は以下の通りである。(括弧内は、「4. 調査内容」における項目)

- 1) インテリムレポート(1)((1)1)~(2)6))
- 2) インテリムレポート(2)((3)1)~(5)3))
- 3) ドラフトファイナルレポート((1)1)~(5)4))

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査実施スケジュール

本調査は、2013年8月上旬頃に開始し、2014年8月にインテリムレポート(2)を提出、2014年10月にはドラフトファイナルレポートを提出した上で、2015年1月下旬の完了を目途とし、以下のような工程を想定しているが、より効率的な作業工程があれば、プロポーザルで提案するものとする。

項目	2013年			2014年			2015年			
	7月 -8月	9月 -10月	11月 -12月	1月 -2月	3月 -4月	5月 -6月	7月 -8月	9月 -10月	11月 -12月	1月 -2月
(1) 関連調査のレビュー	[Bar]									
(2) 港湾の開発及び管理に係る長期戦略		[Bar]								
(3) 主要港・航路の開発及び管理に係る長期計画の策定					[Bar]					
(4) ウム・カッスル港とコール・アル・バール港の中期開発計画の検討						[Bar]				
(5) 港湾の管理・運営の改善のための中期行動計画							[Bar]			
報告書類	△ ICR			△ ITR(1)			△ ITR(2)	△ DFR	△ FR	

ICR：インセプションレポート

ITR：インテリムレポート

DFR：ドラフトファイナルレポート

FR：ファイナルレポート

2. 業務量目途

(1) 調査期間：2013年8月～2015年1月

全体：約48.0M/M（通訳を除く）（イラク約6.0M/M, ヨルダン等第三国約27.0M/M, 国内約15.0M/M）

(2) 調査団員構成

調査団員構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、担当者分野の

変更、統合、分割をした方がより適切な団員構成な場合はその理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- 1) 分野構成：
 - (a) 総括/港湾計画（評価対象：1号）
 - (b) 経済分析
 - (c) 交通計画
 - (d) 海運及び航行安全
 - (e) 港湾政策・財政・管理（評価対象：2号）
 - (f) ターミナル運営
 - (g) 地域計画・産業計画（評価対象：3号）
 - (h) 施設計画・設計・積算
 - (i) 自然条件、環境・社会配慮

(3) 通訳

本調査には、現地にて通訳（アラビア語）を参加させることができる。ただし、経費は直接経費のみとする（直接人件費及び間接費を支給しない）。現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 配布資料

以下の資料のうち、公平な入札を確保する観点等から公開できない内容を除いたものを配布する。

- (1) Final Report for Special Assistance for Project Formation (SAPROF) on Port Sector Rehabilitation Project in the Republic of Iraq (JBIC, 2006)
- (2) The Study for Development of Southern Ports in Iraq: Post Phase 1 Rehabilitation Project (JICA, 2011)
- (3) Data Collection Survey on port sector development plan in IRAQ (JICA, 2012)
- (4) RECORD OF DISCUSSIONS ON MASTER PLAN STUDY FOR PORT SECTOR IN THE REPUBLIC OF IRAQ (2013)

4. 現地再委託

本調査では、安全管理の観点からローカル・コンサルタントへの再委託を認めている。詳しくは、「第2 2. 調査目的 (3) 現地再委託」を参照すること。

5. 特別経費

(1) 一般業務費等の直接経費

コンサルタント等は、業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、調査対象地域の治安状況に応じ、次の条件により当該経費を契約金額に含めることができるものとし、当該経費の見積は別見積とする。

- ア 警備員備上、安全対策設備費等
- イ 通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金など）
- ウ 各種保険契約（現金輸送、生命保険（ナショナルスタッフ）、戦争特約等）
- エ 現地業務調整などの備人
- オ 車両（防弾車借上げ、防弾車運転手備上、警護車両等）

(2) 航空賃

路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券が購

入できる。尚、安全管理上の観点から、イラク発またはイラク着の航空券においては普通運賃で購入ができる。ただし、普通運賃で購入可能なのは、イラクと現地調査の実施場所までの間であり、それ以遠の航空券については、正規割引運賃とする。

(3) 宿泊料

宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとし、その取扱いは別に定める。

(4) 一般管理費等

本案件は平和構築・復興支援を目的とした案件であるため、治安面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等につき 10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。

6. その他の留意事項

(1) 安全管理

安全管理の観点から、現地再委託等の活用を最大限に生かし、イラク国への渡航回数は可能な限り抑えること。

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。イラク国の治安状況については、JICA イラク事務所、在イラク日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

本調査において、本邦コンサルタントはヨルダン国アンマン等、周辺の治安リスクの低い都市を拠点とし、短期でイラク国バスラ県に出張して業務を行うことが想定される。イラク国内での現地調査にあたっては、同国滞在日数が9日以内となるような日程を原則とする。バスラ県での調査実施に際してはJICA 安全対策措置に基づき下記9点を順守するとともに、総務部安全管理室、イラク事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。万一、バスラ県以外の都市での調査等が必要になった場合であっても、JICA 安全対策措置を順守すること。

【JICA 安全対策措置】

- ① 渡航前に安全管理室からブリーフィングを受けること
- ② 移動の2週間前までに渡航・移動の予定をイラク事務所と協議の上、安全管理室に申請する。イラク事務所は承認を受けて関係者の渡航予定等について在イラク日本国大使館に対して事前報告を行う。
- ③ 民間警備会社より安全確認および安全対策措置の取り付けを行い、身辺警護を受ける。
- ④ 防弾車両で移動を行う。
- ⑤ 渡航先については、イラク事務所と事前に必要性・緊急性を十分に協議し、必要な安全対策措置を取った上で渡航を行う。
- ⑥ 連絡手段の確保（携帯・衛星携帯の常時携行）を行う。
- ⑦ 日没後夜間の移動・外出は原則禁止とする。
- ⑧ イラク国内の宿泊先については、イラク事務所が指定する宿泊施設を利用する。
- ⑨ 戦争特約・功労金に伴う手続きを行う。

なお、調査用務先の場所、連絡先等は対外秘であることから、業務実施契約書締結後

に受注者へ連絡する。

(2) 調査用資機材の輸出管理

本調査の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(3) 本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業がある場合も継続して実施することができる。経費の支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以 上

